

# 近世後期における掌侍の制度的検討

高橋 博

はじめに

近世の朝廷内部の機構・制度の研究は、一九八〇年代以降、武家伝奏・議奏・禁裏小番・地下官人等多くの進展が見られたが、御所の女官の制度については、まだ考察の余地が多いと考える。

御所の女官の制度は、養老令では、中務省の所管による内侍司・蔵司等合計十二の官司が規定され、当初は蔵司が十二司の首位を占めていたが、平安中期に十二司の徹底的な整理・統合が行われ、その中心も内侍司に移った。同時期、内侍司の長官尚侍の定員は二名から一名となり権限が強化されたが、やがて実権は尚侍の下位の典侍へ、更に鎌倉時代には典侍の下位の掌侍へと移り、掌侍の最上は勾当内侍または長橋局と呼ばれた。近世になると掌侍が奥向の実務を担い、とりわけ勾当内侍の権勢はとみに増大したが、明治新政府の宮廷改革により宮内省の所管となり、勾当内侍は廃された。

だが、近世の掌侍および勾当内侍についての研究は、河鱈実英氏が宮内省勤務時代の見聞や史料の博搜に基づき『宮中女官生活史』（風間書房）を公開した一九六三年以降、新たな進展が見られないのが現状であ

る。同書では近世の掌侍について、①掌侍はナイシノジョウと読み単に内侍とも言った。②定員は四人であるが確定的ではない。③上首は勾当内侍で長橋局・長橋殿と称した。④奥では諸方への書面は全て勾当内侍の名で出し、諸方からの献上物は各所を経て全て勾当内侍へ上るので、外に対しては勾当内侍が最も睨みが効いた。⑤したがって、勾当内侍の勢力は大典侍をしのぐものがあり、相当の年齢の者が任命されたが、弱齢者の勾当内侍には世話役が付けられた。⑥勾当内侍と大典侍・伊予（それぞれ典侍・命婦の上首）は三頭と呼ばれ、今仕えている天皇が崩御しても暇にならずに引き続き新天皇に仕える程重要な役職であったとされ、加えて東京遷都後であるが掌侍の日常業務の記述も見られるが、いずれも出典の表記は必要最小限にとどまり、これらの記述は著者の見聞に拠るものかあるいは諸史料に拠るものかは定かではない。そこで、本稿ではこの先業に基づき、近世後期から維新时期にかけての掌侍の構成員・人事・職務の内容等の基礎的事実や一般的特徴について、諸史料に基づき検討して行きたい。

## 第一章 近世後期と維新期における掌侍の構成員

近世の掌侍はどのような人員で構成されていたのであろうか。本章では近世後期から維新期にかけての各年における掌侍の諸情報を記した一覧表を通して、主に掌侍の定員・序列・年齢・家格・位階等について検討する。表1は御所・仙洞御所等の女官の名簿である「雲井」や女官の動静を記した「禁裏執次所日記」・「柳原紀光日記」等の諸史料により、一七七一年（明和八）から一八七〇年（明治三）までの八三ヶ年の元且における掌侍の姓名・年齢・家格・位階等を、その序列（左が上位）に復元したものである。一七七三年（安永二）年から一七八八年（天明八）にかけての部分と一八六八年（明治元）の計十七ヶ年分が欠けているが、当該期の掌侍の総体を把握する一応の目安にはなる。

### 一 掌侍の定員について

まず掌侍の定員について検討するが、ここで「掌侍の定員」というのは、御所に掌侍の「御雇」として勤務している女官の人数は含まず、掌侍に正式に採用されている人数のことを指す。したがって、表1では掌侍の「御雇」は除外している。

表1を見ると四名の人数がほぼ毎年のように維持されていたことが判る。掌侍の人数が四名を超える時期はなく、逆に二名ないし一名まで人数が割り込むことが幕末に若干見られるが、翌年には四名の人数に復している。また、表1は掌侍の「御雇」を除外しているが、この「御雇」

を含めば一八四七年（弘化四）と一八五九年（安政六）の二ヶ年の掌侍の人数は三名から四名となり、そうすると御所では少なくとも一七九五年（寛政七）から一八六二年（文久二）にわたる六八ヶ年に連続して、四名の人員が稼働していたと言えよう。同時期の典侍は病氣療養、天皇の「お手つき」となり皇子・皇女を出産したことによる休養、および肉親の凶事による実家への里下りが定期的が発生し、常に定員の四名で稼働できるような人員の補充が重ねられていたため、各天皇の在位の最末期になるほどその人数は四名より多くなる傾向にあるが、掌侍に関してはこの傾向は見られない。表1の期間中、皇子・皇女を出産した掌侍は東坊城和子が二回出産しているだけに対し、同時期に出生した典侍は五名いて全員の出生の総数は九回であり、掌侍の人数と出生の総数は典侍よりはるかに少ない。また、病死・出産・里下りの総数を比較しても、掌侍の総数（九件）は、同時期の典侍の総数（二三件）の半数以下である。したがって、掌侍は典侍に比べ、天皇の「お手つき」となることが少なく、出産の機会も少ないことなどの要因により、取立て定員の四名を超える補充は必要とされなかったと考えたい。

### 二 掌侍の序列・年齢・家格・位階について

次に、掌侍の序列・年齢・家格・位階についてであるが、表1中の掌侍の序列は概ね年齢順に固定され、序列が同一の四名の掌侍のなかで入れ替わることはない。今参掌侍・新掌侍から入る者は十代半ばから二十代始めにかけての年齢が多く、勾当内侍は七十歳近くまでその職にある。また掌侍の生家は、数例を除き羽林家・名家によって占められ、勾当内

侍は全て羽林家の出身者である。また、位階は各々格差があるが遅くとも三十代までには従五位に叙され、勾当内侍になると正五位上までに昇るのが通常のものである。

このように、掌侍に就いた者は、一七七九年（安永八）二八歳で典侍に転任した甘露寺冬子の例を除けば、高齢で典侍に転任するか、亡くなるか隠居が許可されるまでその職にあるために、掌侍全体の平均年齢は天皇の在位が長くなる程上昇して行くのであった。この高齢化に御所ではどのように対処したのであろうか。表2は仁孝・孝明両天皇の掌侍全員の平均年齢を年毎に記したものであるが、両天皇の在位時ともその長さの割には平均年齢はさほど上昇していない。これは勾当内侍の典侍への転任、各掌侍の昇進あるいは若年の掌侍の採用等が円滑に行われていたことを示している。両天皇の在位時とも、掌侍の平均年齢が大幅に下がった年があるが、その要因として高齢の勾当内侍の典侍への転任や死去による若年の掌侍の採用が挙げられる。仁孝天皇の代では、七〇歳の樋口藤子の典侍への転任並びに十九歳の今城敏子の採用により平均年齢が四三・八歳から三〇・八歳まで下がった一八二五年（文政八）と、六二歳の高松昵子の死去並びに十四歳の外山久子の採用により平均年齢が四八・八歳から三七・五歳まで下がった一八四四年（弘化元）の二ヶ年、孝明天皇の代では六八歳の梅園兄子の死去並びに十七歳の豊岡穆子の採用により平均年齢が三九・三歳から三〇・三歳まで下がった一八六二年（文久二）が該当する。特に一八二五年から一八四三年（天保十四）までの十八年間は、掌侍は同一の四名に固定され、従って平均年齢も十八歳上昇し五十歳近くまでになったが、程なく三十代に落ち着いている。

## 第二章 掌侍の人事と歴代天皇との関係

本章では表1の期間における掌侍の採用から辞職・隠居までの人事について考察する。また、天皇の代替わりは、人事上特に大きな意味を持つので、代替わりにおける掌侍の動向についての整理・検討も行いたい。

### 一 掌侍の人事について

表3は掌侍の採用時の年齢・職名および前歴を年代順に記したものである。これによると、新規採用で初めて御所に召し出される掌侍の年齢は概ね十代半ばであり、「今参掌侍」と名乗り正式に採用される者と掌侍の「御雇」として採用される者とに分かれる。新規採用でない掌侍は、その前歴が大宮ないしは東宮附の女官であるが、その年齢は新規採用の掌侍をやや上回り、その職名も新掌侍・侍従掌侍・藤掌侍と多様であるが、決して今参掌侍とは名乗らないことに注意したい。梅園兄子・高野房子・高松續子の三名はいずれも新規採用ではなく採用時の年齢も二十代半ばであったが、他の新規採用の掌侍より年齢が上回っているのは、梅園兄子・高野房子の二名は天皇の代替わりの際に東宮附の女官から掌侍となり、高松續子は天皇の代替わりの際に大宮附の女官から掌侍となるという過程を経ていたために、新規採用時の掌侍の年齢を上回る事になったと言えよう。

さて、掌侍の採用に際してはどのような準備が必要とされていたのだろうか。次の〈史料一〉は「禁裏執次所日記」一七七三年（安永二）

十二月一日条の中園季豊の娘が掌侍に採用された際の記事である。

〈史料一〉

一、中園殿姫掌侍ニ被召出候間、御迎料・御輿料口向方上り候と思召候間、用意可申旨大御乳人方表使を以申出、御附衆へ申達ス、勘使へ申渡ス、(傍線筆者、以下同)

当史料は、中園季豊の娘が新たに採用されたので、その御迎料・御輿料を口向(會計担当)より支払わせよとの天皇の意向を大御乳人(勾当内侍の補佐役の女官の職名)が受け、表使を遣わして執次所(口向の最上席)へ申し出た。執次所ではこの旨を禁裏附(御附衆)および勘使に伝えた、という内容であり、掌侍の採用に際してはまず大御乳人から執次所に連絡があり、執次所から各所へ採用および支度金について伝えられていたことが判る。

では、執次所は採用の件を奥だけから受けていたのであろうか。次の史料も「禁裏執次所」記載の同年六月七日に藤内侍甘露寺冬子が勾当内侍に昇進した際の記事である。

〈史料二〉

一、藤内侍殿今日勾当内侍に被仰付候旨大御乳人を以被仰渡、同役・諸役所へ申触ル、御附衆へ申達ス、女院・仙洞様・新女院様・女御様・執次中へ申達ス、

一、右同断於伺公間、御附衆へ大御乳人御出会ニ而被仰達候事、

一、右同断議奏衆方も被仰渡候事、

一、右二付則今日長橋之御局へ御引移り之旨大御乳人御申聞、依之中

門番人江申渡置、

〈史料二〉から判るように、執次所は甘露寺冬子の昇進の連絡を大御乳人と議奏の両者から受けているが、執次所が掌侍に関する連絡をこの両者から受けている事例は他にもあり、したがって掌侍の採用・昇進等の諸事は奥(大御乳人)・議奏↓執次所↓禁裏附の順に伝達されていたとみることが可能である<sup>13)</sup>。周知のように江戸幕府は一六四三年(寛永二〇)に禁裏附を設け、京都所司代の指揮で二名を常駐させた。禁裏附は御所の警衛や公卿以下の行動を監視し、御所の口向を総括し、執次以下の諸役人の任免を掌ったが、女官の人事や金銭の出納に関しても、全て執次所を経てその報告を受けていたのである<sup>14)</sup>。

掌侍のなかで勾当内侍にまで昇る者はどのような過程を経ていたのであろうか。表4には勾当内侍に昇った女官の履歴が記載されているが、これによると勾当内侍に昇った七名の女官の家柄は、名家の甘露寺冬子と半家の五条章子を除く五名が羽林家であり、五条章子も後に羽林家の壬生家の養女となっている。勾当内侍になる年齢は十代から五十代までに渡り、また、それまでの経歴も御所、東宮御所あるいは仙洞御所の女官から入る者とまちまちで、これといった統一性は見いだせない。したがって年齢は必ずしも勾当内侍を選ぶための条件ではなく、典侍への転任や隠居についても同様のことが言えるであろう。表4のなかで樋口藤子・高松昵子・梅園藤子の三名はいずれも高年齢で典侍に転任しているが、高松昵子と梅園藤子の転任は死去の直前に恩恵で行われたものである。樋口藤子は光格天皇の在位の半ばで高年齢のため名譽職として転任した感があり、甘露寺冬子は二八歳で典侍に転任しているが、これは若くして勾当内侍となりトラブルを多発させた甘露寺冬子を光格新天皇の奥に残

留させないための政治的配慮があったと考える。壬生章子と高野房子はいずれも仕えた天皇の在位半ばで隠居しているが、四十代半ばでの隠居のため、名譽職としての典侍への転任がなされなかつたのであろう。

## 二 各天皇代替わりの際の掌侍の動向

掌侍の人事の転機には、年功によるもの他に、仕えてきた天皇の代替わりも大きな要素を占めていた。表5は、後桜町天皇の讓位から明治天皇の即位までの各天皇の代替わりでの掌侍の人事を示したものである。各天皇の代替わりを年代順に①～⑤の小表に分け、それぞれの小表の上段に代替わり直前の現天皇の掌侍の人員を、下段に代替わり直後の新天皇の掌侍の人員を記載し、現天皇の掌侍の代替わり後の動向および新天皇の掌侍の代替わり前の経歴を備考欄に記した。表5から、代替わりでの掌侍の人事は、讓位・崩御ともに勾当内侍は職務継続のため御所に残留し新天皇に仕える傾向にあるが、他の掌侍は讓位の際は仙洞御所に残り、崩御の際は薙髪していることから、個々の天皇の個別的な結びつきを考慮した人事であったと言えよう。仙洞御所に移るか薙髪した掌侍の補充には、東宮附であった女官が掌侍となり入るか、新たな掌侍の採用を以てしたが、補充の人数は定員の四人を超えないようにされていた。薙髪後の動向について、仁孝天皇崩御後の掌侍を追ってみると、一八四六年（弘化三）に天皇が崩御すると兵衛掌侍中園亀子・馬掌侍今城嬉子の二名は薙髪し、それぞれ穉寛院・孝順院と称した。兩名は一八六〇年（万延元）の時点では健在だが、一八六二年（文久二）では孝順院だけとなり、孝順院は少なくとも一八七〇年（明治三）には健在である。ち

なみに、仁孝天皇の崩御で薙髪した女官は一八六〇年（万延元）の時点で穉寛院・孝順院の他に、勸行院（元新典侍の橋本経子）・信楽院（元命婦の林信子）・妙染院（元女藏人の泉亭武子）・容正院（元御差の幸徳井都子）の四名、計六名であったが、一八七〇年には孝順院と妙染院の二名となつてしまつている。薙髪した女房はそれぞれの実家に帰り、主上の菩提を弔つて生活してゐたと思われ。

## 第三章 勾当内侍の職務内容

### 一 天皇との取次機能

最後に本章では掌侍の職務内容について、勾当内侍に限つてではあるが検討を試みたい。事例として「禁裏執次所日記」一七七一年（明和八）四月四日の記事を見てみよう。

〔史料三〕

一、

山本悠軒

右先日御暇相願、大坂表江罷下り候処、昨夜上京ニ付、御機嫌相伺御届有参上為土産歌仙紅葉長橋殿迄不苦候ハ、差上申度旨被申聞、則表使を以相伺候処、先年茂差上候儀故、差上可申旨被仰出、表使を以当番方差上候処、珍敷品被差上、追付入御覽可被申旨長橋殿方被仰渡、此段悠軒江申達ス、

〔史料三〕は、奥医師の山本悠軒が大坂西本願寺から戻り御機嫌伺いのために歌仙紅葉を天皇に献上して良いか執次所に願ひ出、執次所は表

使を遣わして勾当内侍の芝山治子（長橋局）に確認を求めたが、芝山治子は先例にもあることなのでこれを許可した。執次所は奏者番に命じ芝山治子に表使を遣わして歌仙紅葉を渡し、追って天皇に御覧に入れる旨の返答を受けたので、その旨を山本悠軒に報告した、という内容であるが、当史料から勾当内侍が天皇への献上を取り次いでいたことが、献上者に連絡していたことから読みとれよう。同年の「禁裏執次所日記」には、この献上の例の他に、幕府・諸大名・京都諸司代・禁裏附・口向諸役人・諸寺が、年頭祝儀・叙位任官の御礼・後桃園天皇即位の御祝・皇后近衛維子の立后御祝等の名目で、白銀・金・紗綾等の献上を女官に行った記事が多数記載されているが、これらの献上品は私的な献上を除けば典侍や命婦が受け取る例は僅かであり、諸方からの献上には主として勾当内侍が対応していたのである。

讓位決定から終了までの諸儀に至るまでの使者差遣も勾当内侍の職務であった。「欣子内親王女房錆子雑用留」<sup>(21)</sup>には、一八一六年（文化十三年）に光格天皇の讓位が内定してから、翌年讓位が終了するまで、中宮欣子内親王の御所へ派遣された御所・幕府の公式の使者と用件が記されている。御所からの使者は七件あるが、初件の議奏甘露寺国長および讓位終了後の大典侍油小路誠子の使者を除く五件は、勾当内侍の樋口藤子の使者が様々な理由により派遣された件である。主要な件は議奏や大典侍により使者が出されるが、他は勾当内侍により担われていたと言えよう。

## 二 多彩な勾当内侍の職務内容

勾当内侍の職務は、以上述べてきたような事柄だけではない。表6は「後桃園天皇大御乳覚帳」<sup>(22)</sup>により、後桃園天皇に勾当内侍として仕えた芝山治子あるいは甘露寺冬子が関わった諸件を記載順に記したものである。これによると勾当内侍の職務は、①女官や稚児の採用又は元服に関する雑務の処理、②天皇の祈祷料や公家からの拝借金<sup>(23)</sup>の願い出の処理、③寺院参詣や奥の御用等の願い出の処理、④禁裏附の参内や交替の伝達又は情報収集、⑤讓位の儀等大礼の際の御祝儀進上の処理、⑥使番等の加勢の依頼、⑦天皇の病状の伝達等、実に多彩であったことが判るが、これらの諸件は、大概が甘露寺冬子より二六歳も年上の大御乳人松室慎子を介して処理されていたことに注意したい。

大御乳人は命婦の次位の職名で、天皇の乳母の意であるが、近世ではその役は果たさず、勾当内侍の事務の補佐をすると言われて来た<sup>(24)</sup>。だが、その補佐の具体的内容についてはこれまで決して明らかにされて来たとは言えなかった。表6の中で大御乳人は、表・口向・女院・公家・寺院等の諸方からの相談や願い出に対する勾当内侍の指示を諸方に伝達するか、奥での諸件の勾当内侍の指示を諸方に伝達するか、あるいは自ら諸方よりの諸件を受け、勾当内侍に相談しその指示を諸方に伝達しているが、大御乳人の補佐役としての役割は、いわば勾当内侍の手足となり諸方と折衝すること、奥の事務等で勾当内侍が処理しきれぬことをフォローすることの二点に集約される。いとや（糸屋か）久兵衛は口向の御用の他に、奥の御用を承りたく何度も勾当内侍に願い出していたが、勾当内侍はこれに対処しなかったために、代わって大御乳人が当件を受け、

賄掛と交渉した結果、進物羽二重の御用に限り許可された(表6の11) というのは後者の事例である。

表6にみる職務のなかで重要なもののひとつに、禁裏附との交渉が挙げられる。次の〈史料四〉は一七七四年(安永三) 勾当内侍の命を受けた大御乳人が、禁裏附に面会した時の「後桃園天皇大御乳覚帳」の記事であり、表6の19に該当する。

〈史料四〉

一、午八月廿三日天野あふみの守へ長橋殿御申被成候、せけんにていろいろの事申二付、むけん院殿よりねかひのすしもこれ有、よもやま子までハかうハあるましくと覚しめし候かいかとたつね候所、あふみの守よもやかうハなく候ハンとそんし候へとも関東より御返し御座なく候ハてハおしおきしたみの事とそんし候との御事、しかし十をの物の七つ八つまでハかうハ御座なく候ハんとあふみの守ニハそんし、此様のふりニいたし大い(京都所司代土井利忠)の守殿へ右の通申入おき候御事ニ御座候、

この年御所の口向で不正事件が発覚し、この記事が記された三日後の八月二六日、京都所司代土井利里から御所・仙洞御所の口向の役人三十人の解任命令が武家伝奏の広橋兼胤に通知された。<sup>(24)</sup> 〈史料四〉は勾当内侍の意を奉じた大御乳人が、処罰者の多寡を禁裏附の天野正景に問い合わせたところ、処罰は江戸からの返答次第ではあるが七・八割方は免れるであろうとの返事を得、なおかつ禁裏附から京都所司代に処罰の軽減の取りなしがあるとの返事も得たという内容である。先述のように江戸幕府が朝廷の監視のため設置した禁裏附の権勢は大きく、大御乳人を介

して禁裏附の意を量ることは、勾当内侍の重要な職務であったことが史料より読みとれよう。

但し、公家からの高額の拝借金の願い出に対して、禁裏附の許可を必要としたり、女官の採用に際して何の手当も支給されないといつた不測の事態には、大御乳人を介さず勾当内侍が直接諸方と折衝することもあった。公家からの拝借金の願い出は武家伝奏との合意のもとに処理された。一七七七年(安永六) 正親町三条実同の屋敷は火災で焼失したので、同年正親町三条は武家伝奏に三百両の拝借をの願い出た。武家伝奏は勾当内侍と相談し、先例のないことではあるが半分でも拝借の許可が得られるようにと、勾当内侍に禁裏附との交渉を依頼した。勾当内侍は禁裏附に拝借の件を申し入れたが、禁裏附は時節柄即断は出来ないの、内々に京都所司代に相談した結果、百両の拝借なら可能との返答であったので、勾当内侍は再び武家伝奏に相談し、百両の拝借の了承を得たという(表6の6)。同年八月、御所では新たに掌侍の採用が行われたが、その支度金の支給が滞り問題となった。<sup>(25)</sup> 〈史料五〉はこのことを示す「後桃園天皇大御乳覚帳」の記事(表6の15)である。

〈史料五〉

一、とりの八月廿五日かん内侍殿御ほうこう人ニ仰付られ候へとも、何もいたゞき物御座なく御なんきの御やうにうけ給候ゆへ、御内々うけ給合所(木條)みつても御いたゞきなく、外三何も遣され物なくよし二付、①長はし殿も内々御間(禁裏附)かないか(相談)りへ申出され候所、これハ御もつとも御事、ふけ衆へもそうたんいたし半分ニても御いたゞき御座候様ニ取りはからい申入まいらせられ候との御事ニて、米二

十石御また御いたゞき被成候、②これ方少納言事、八月廿二日二大御ち・ふけ衆あい申度よしにてかん内侍殿へこそその分米廿石遣わされ候二付、少納言殿もこれまで御やとひにて御座候ゆへ、これしもの御所女中かたのなみにはん分せんとう様にてこそその分米二十石遣され候にてよろしく御座候ハンとこゝろつぎまいらせられ候ゆへ申入候よし二付、長はし殿ちよくそや御こゝろのたんもつとももの御事二覚しめし候、さやうに候へハ、半分御いたゞかせまし様二と取りはからい候て、御てかたかゞせ奥へ上候様二と申出ル、

当史料は、八月二五日に菅掌侍は正式に採用されるが、口向より蔵米等の支給もなく難儀していた、このことを勾当内侍の甘露寺冬子（長はし殿）が内々に賄掛に相談し、賄掛では蔵米の半分の二十石でも支給するように禁裏附に取り計らうと返答し、その二十石は支給された（傍線部①）、一方、少納言は八月二二日に大御乳人・禁裏附に面会を願い、菅掌侍が御雇から正式に採用されたことを理由に、今年分として半分の二十石を仙洞御所からも支給することを申し入れ（傍線部②）、この報告を受けた甘露寺冬子は、その蔵米の手形を奥に送るように申し出た、という内容である。

このように、勾当内侍は多様な奥の雑務を大御乳人と共に処理し、大事な面では自ら折衝に乗り出していたのである。

ここで特筆されるのは、菅掌侍の採用に際しいつもなら行われるべき蔵米等の支給について口向から何の沙汰もないという事態に、御所の女官と仙洞御所の女官が協力して、その全額四十石の支給を達成したということである。実は、菅掌侍に蔵米の半分を仙洞御所から支給すること

に一役買った少納言とは、甘露寺冬子が弱冠二二歳で勾当内侍になった時に世話役を命じられた仙洞御所の中臈の壬生盈子であり、かつては後桜町天皇の掌侍として仕え、甘露寺冬子より二四歳も年上であった。壬生盈子は甘露寺冬子の世話役を命じられる前から奥の運営に関与していた。次の〈史料六〉はそのことを示す「後桃園天皇大御乳覚帳」の七十七一年（明和八）年春の記事である。

〈史料六〉

一、此度一乘院様方ひら松前中納言にて少納言殿まで御ねかい、一乘院様とうの年ひはん二付ことの外御なんしゆのよしにて金三百両御ねかいあそはし候へとも、こなたも御たい礼まへにてことの外御事多あらせられ候ゆへ、まつ御ねかいなりかたくよし申まいり候所、又々申まいり、うの年三月廿六日あたり二少納言殿へ右の通御ねかい御座候二付、とかく御はいしやく被成度よし、さきたちて御ねかい被成よりハ少々けんしられ、たゞし四年中ニかへし上られ候よし二御座候、一年二廿五両つゝかへし上られ候よしひら松殿方大御ちへ御渡被成候、うけ取申候事候、

当史料は、奈良一乘院門跡が前権中納言平松時行を介して金三百両の借用を少納言に願い出たが、後桃園天皇の即位礼前という理由で却下された。一乘院門跡では三月二六日に再びこれを願い出、金額は百両に減らされたものの、四年間で毎年二五両ずつ返済するという条件で借用を許可され、その旨平松時行から大御乳人に知らせて来たという内容である。少納言が仙洞附の女官であるのに借用の要請を受けた理由は判らないうが、これらの二史料から、御所の奥の運営は必ずしも御所の女官だけ



ではなく、仙洞御所の女官の協力のもとに行われる場合もあることが言えるのである。

## おわりに

以上三章に渡り検討を試みた。近世後期の掌侍の定員は冒頭で掲げた『宮中女官生活史』の記述通り四人であり、序列は概ね年齢順に固定されていた。『宮中女官生活史』は東京遷都後ではあるが掌侍の日常の業務に御所の「朝の御掃除」・天皇の「御配膳」・皇后の「おぐしあげ」・「御湯殿の御用」を挙げているが、若年の掌侍の補充は、天皇の長い在位に起こりがちな掌侍の人員の固定化および高齢化による業務の停滞を助けていたといえよう。但し、典侍に比べ皇子・皇女を産んだ掌侍はごく希で、出産等を想定して定員を超えてまで補充されることはなかった。

採用に際しては、その多くが十代半ばで御所に召し出され、遅くとも三十代までには従五位に叙され、勾当内侍になると正五位上まで昇ったが、年齢は必ずしも勾当内侍や典侍の転任を決定するための条件ではなかった。

天皇代替わりの際では、讓位・崩御ともに勾当内侍は職務継続のために御所に残留し新天皇に仕える傾向にあるが、他の掌侍は讓位の際は仙洞御所に移り、崩御の際は薙髪して主上の菩提を弔った。この意味で近世後期の掌侍は御所に帰属しているというよりは、個々の天皇との個人的結びつきが強い存在だったと言えるであろう。御所を去った掌侍の補

充には、東宮附の女官が入るか、新たに掌侍を採用して行われた。

勾当内侍は天皇への献上を取り次いだり、諸儀の御祝の使者を遣わしていることが諸史料に見られたが、その点で『宮中女官生活史』に勾当内侍が奥から諸方へ出す書面や諸方からの献上を一手に引き受けていることが「外に対して最も睨がきく位置」にあり、その権勢の理由とされていることはあながち嘘とは言えない。これらのみならず、女官や稚児の採用又は元服に関する雑務の処理、天皇の祈祷料や公家からの拝借金(26)の願い出の処理、寺院参詣や奥の御用等の願い出の処理、禁裏附からの参内の願い出の処理や参内の情報収集など勾当内侍の職務は多彩で、これらは大抵は大御乳人を介して処理されていたが、およそ経済面での不測の事態に禁裏附の許可を必要する場合には、勾当内侍自らその交渉にあたり、場合によっては仙洞御所の女官と協力して解決に臨むこともあった。

これらの事柄は、『宮中女官生活史』など従来の研究史をより発展させるものだと考えたい。但し、掌侍の序列・家格・位階は概観するのみで、知行については具体的事例を挙げられず、職務の検討は勾当内侍に限られた。また考察期間は近世後期からであり、中期以前の状況や古代・中世の女官制度との関係については論ずることが出来なかった。残る課題としたい。

## 註

(1) 主な研究論文として、武家伝奏に関しては、平井誠二「武家伝奏の補任について」(『日本歴史』四二二、一九八三年)、議奏に関しては、田

中曉龍「江戸時代議奏制の成立について」、『史海』三四、一九八八年)、平井誠二「確立期の議奏について」、『中央大学文学部紀要史学科』三三、一九八八年)、禁裏小番に関しては田中曉龍「江戸時代近習公家衆について」、『東京学芸大学附属高校大泉校舎研究紀要』一五、一九九〇年)、本田慧子「近世の禁裏小番について」、『書陵部紀要』四一、一九九〇年)、地下官人に関しては梅田康夫「地下官人考」、『幕藩国家の法と支配』有斐閣、一九八四年)、西村慎太郎「近世堂上公家と地下官人の家礼関係」、『日本歴史』六六一、二〇〇三年)など。史料集や史料の翻刻作業としては、下橋敬長『幕末の宮廷』(平凡社東洋文庫、一九七九年)、宮内庁書陵部『皇室制度史料 后妃四』(吉川弘文館、一九九〇年)。平井誠二『下橋敬長談話筆記』一翻刻と解題一(一)〜(四)』、『大倉山論集』四六〜四九、二〇〇〇〜二〇〇三年)等があるが、特に『皇室制度史料 后妃四』は、後水尾天皇の勾当内侍で後西天皇を産んだ榊原隆子や、中御門天皇の掌侍で皇女某を産んだ久世夏子等の補任・叙位等の諸史料が紹介され貴重である。

(2) 以上の記述は、角田文衛「後宮の歴史」(『国文学』一九八〇年一月号)に拠る。

(3) 他に、角田文衛著『日本の後宮』(学燈社、一九七三年)で近世の御所の奥向の事件史とともに若干その職掌が触れられているに過ぎない。

(4) 同書二〇〜二二頁。以下、『宮中女官生活史』と略する。なお、前掲註(2)角田文衛「後宮の歴史」でも近世の勾当内侍は「(中略)典侍の禄高が約百五十石、普通の掌侍が百石であるのに対して、二百石を賜っていた。形式上の地位は典侍の下であっても、宮廷では中宮につぐ立派な局をもっていた(下略)」と記され、知行と局の記述を除けば基本派には『宮中女官生活史』を踏襲している。

(5) 同書五五〜五九頁記載の掌侍の日常業務は、①朝の天皇の御座所の掃

除、②皇后のおぐしあげ、③天皇の御食事の配膳、④夕方の皇后の御入浴の奉仕の四点に整理される。①、④のうち、②④は掌侍のみで行われるが、①は命婦と、③は典侍と命婦と、それぞれ連携して行われている。典侍の職務が天皇の朝の御漱いの御用や夕方の御湯殿の御用等、主として天皇の身辺の雑用であったのに対し、掌侍の職務は皇后の身辺の雑用であり、命婦は掌侍の職務を助ける役割を果たしていた。

(6) 『宮中女官生活史』の「はしがき」で、著者は執筆に当たり「近代則ち明治時代以降の宮中の女官生活はどのやうなものであったかといふ事は多くの人に知られてゐない。(中略)しかし幸にして男の故老にして後代の歴史の爲めに、聞いてゐた事を語られた人々もあり、江戸時代の女子記録その他の文献と著者が宮内省在官時代の見聞に基き、たとへ盾の両面は描き得ないまでも一面は明にする事の出来る史料を整理し得たから、ここに本篇を草する事とした。」と述べている。

(7) 「雲井」は女房次第・女房補略ともいい、毎年一月二日に天皇に献上される皇親・連枝・宮廷に仕える女官等の名簿の総称である。宮内庁書陵部では一七七〜一八七〇年(明和八〜明治三)の一九ヶ年分(重複年度を除く)の「雲井」の写本が現在閲覧可能である。したがって、表1もこの期間に限定している。なお、これらの「雲井」では勾当内侍は全て「勾当掌侍」と記されているが、本稿では一般に言い習わされている「勾当内侍」の称を用いている。

(8) 宮内庁書陵部所蔵(F一〇一九九〜一〇七)。当史料は御所の執次(口向の最上席)の職務日誌で、諸門警備・御膳および禁中の賄・物品購入・使者・献上物の取り次ぎ等の記述の他に、奥の人事に関する御所始め東宮・仙洞・女院御所等ほぼ網羅して記されている。現存するのは一七六七〜一八四七年(明和四〜弘化四、欠年あり)の七一冊。以下、本稿では書名・日付のみを記す。

(9) 宮内庁書陵部所蔵(柳一二〇三)。権大納言柳原紀光の日記。紀光の姉の忠子が桃園・後桜町・後桃園の三代の天皇の女官であった関係で、御所の女官の人事が欠かさず記されている。一七五六〜一七八九年(宝暦六〜寛政元、欠年あり)の二三冊。

(10) 拙稿「近世の典侍について」(『人文』一〈学習院大・人文科学研究所〉二〇〇三年)。

(11) 病死・出産・里下りに関係した典侍の総数は、前掲註(10) 拙稿「近世の典侍について」の中のデータに拠る。また、出産した掌侍の人数と回数および病死・出産・里下りの総数は「禁裏執次所日記」のデータによる。

(12) 他の要因として、掌侍の里下りの期間が典侍に比べ短かったことも考えられる。当時、典侍の里下りの期間は父の死去の場合是一年であったが(前掲註(10) 拙稿「近世の典侍について」)、掌侍の場合は例えば金城嬉子の父の死去による里下りの期間は天保九年閏四月二日から同年七月二日までの三ヶ月である(「禁裏執次所日記」)。

(13) 「禁裏執次所日記」一七九二年(寛政四)六月二一日条に、奥と議奏甘露寺篤長は勾当内侍の壬生章子が隠居し左衛門と改名する旨を執次所に申し出、程なく執次所から禁裏附に報告されている記事が見られる。

(14) 掌侍の採用決定方法や決定機関については、「禁裏執次所日記」には採用が決定されてからまでの記載しがなく、今後の検討課題にせざるを得ない。なお、靈元天皇の讓位において、東山天皇への讓位への過程で、靈元が議奏二名を自らの院伝奏に抽出し、議奏三名を新帝に残し二名を補充する人事を内定し、また自身の院参衆三十名と新帝の禁裏小番衆二名や非藏人・女中を「人分」けた事例が指摘されている(山口和夫「天皇・院と公家集団」(『歴史学研究』七二六、一九九八年)

(15) 「禁裏執次所日記」同年十二月三日条には、勾当内侍の就任の御札に

御所では禁裏附に伺公間で酒肴が振る舞われ、また実父が同間に参上する等の諸儀が記されている。

(16) 一七七三年(安永二)閏三月勾当内侍芝山治子は抱瘡にかかったが快方に向かわず、同月芝山治子は小宰相典侍に転じた。四月に至り藤内侍甘露寺冬子の勾当内侍昇進の内示があり、六月正式に勾当内侍となった(「禁裏執次所日記」)。

(17) ここで、皇子・皇女を出産した掌侍の代替わりでの動向が問題となるところだが、表1の期間中で唯一出産経験を持つ東坊城和子は一八一一年(文化八)第二子出産直後死去しているため検討には及ばない。典侍で言うと、例えば督典侍園正子は一八一五年<sup>みづのみや</sup>猗宮(光格天皇第六皇子)を産んだが、翌年大典侍に進み、光格天皇の讓位では光格とともに仙洞御所に移っている。したがって、必ずしも天皇の「お手」のついた者は大典侍になれなかった訳ではなく、新天皇に仕えた訳でもなかった。

(18) 薙髪した女官達の動向は全て表1の出典の各年の「雲井」に拠る。

(19) 「禁裏執次所日記」一八四七年(弘化四)五月二三日条には、前年に崩御した新清和院(光格天皇中宮欣子内親王)に殉じて薙髪した女官の今後の住居が記載されているが、例えば元上臈広橋光子は「広橋家に同居」、同今城興子は「今城家に同居」とあり、恐らくは実家のことである。住居記載はこの一事例のみであるが、御所の女房の薙髪後の居住先も同様である可能性が高い。なお、前掲註(10) 拙稿「近世の典侍について」において、「雲井」で薙髪女房が他の女房と併せて掲載されていることから、禁裏内に新殿を与えられ、集団で居住したであろうと記したのは誤りである。

(20) 前掲註(10) 拙稿「近世の典侍について」

(21) 宮内庁書陵部所蔵(F四一三二一三三三)。記主は光格天皇の皇后欣子内親王の女官右衛門佐(岡本鎗子)。当史料は一八一六年(文化十三)

に光格天皇の讓位治定があつてから、翌年に讓位・受禪の儀が終了し、同年御所で和歌の御会始めが行われるまでの、欣子内親王の中宮御所への移徒に関する備忘録である。

- (22) 宮内庁書陵部所蔵東山御文庫本マイクロ(P七―四)。記主は松室慎子。当史料は一七六九―一七七七年(明和六―安永六)の御所の備忘録で、とりわけ武家伝奏や禁裏附が御所の女官に制度・先例に反することを求め、奥を騒がせた諸件の記述が特徴的。例えば、年末詳六月二日(表6の19に該当)、奥では使番佐藤友之進の病氣につき帰宅を許すよう執次所に願ひ出していた。執次所の報告を受けた禁裏附天野正景は、帰宅の許可を奥ではなく武家伝奏にしまった。このことに勾当内侍は激怒し、その晩、天野が釈明のため大御乳人に面会を求めるとの騒ぎとなつた(拙稿「後桃園天皇大御乳覚帳」にみる奥の制度と社会)『書陵部紀要』五〇、一九九九年)。

- (23) 筆者は前掲註(22) 拙稿「後桃園天皇大御乳覚帳」にみる奥の制度と社会」で、桃園天皇の大御乳人松室慎子の例を挙げ、奥向の雑務に関して勾当内侍に進言したり、武家伝奏あるいは禁裏附との間の連絡に当たつたことを指摘した。

- (24) 東京大学史料編纂所蔵「兼胤記」(二〇七三―一〇二)

- (25) 仙洞御所の奥向の職制は上位より上臈・中臈・下臈となるが、中臈は概ね前職が掌侍の者が任じた(前掲註(1)『幕末の宮廷』三二〇頁)。

- (26) 但し書面に関しては「禁裏執次所日記」一七七九年(安永八)年四月四日条に、奥から松尾社へ奉納を行う場合、その書面は典侍の部下の女官の幾野が用意していると記されているなど例外も見られ再考の余地がある。

- (27) 但し、大御乳人が欠員の場合は、御差代が代行した。一八一七年(文  
化十四)年仁孝天皇の女御鷹司繫子の入内に当たり、女御御所は御所よ

り書面で行幸の道具類の準備を命じられた。女御御所ではその子細について御差代の但馬を通じて勾当内侍に問い合わせたところ、御座付きの御道具・御茶・煙草盆以外は入内後に出来ても構わないとの返答があつた(「御息女繫子御用記」二冊 鷹一七〇三号同年三月六日条)。

- (28) 「禁裏執次所日記」には大典侍は二〇〇石、大御乳人は二〇〇石、命婦伊予は蔵米八〇石といった記載が見られるが、掌侍・勾当内侍の事例はなく、また大典侍の知行高二〇〇石は、前掲註(2) 角田文衛「後宮の歴史」記載の数字と符合しない。

- (29) 古代史研究の分野では、一九六〇年代以降、律令制下の後宮と女官が総体として研究対象とされ、天皇権力の構造と政治過程を考える一つの鍵として、天皇に近侍し男官と天皇を媒介する掌侍の役割とその変化が分析され、多くの研究成果が見られた(阿部猛編『日本古代史研究事典』東京堂出版、一九九五年、五八頁)。これに対し、近世には將軍権力が存在し、幕府との関係を無視して掌侍の役割を捉えることは出来ないことを本稿で論じたが、例えば本稿で述べた勾当内侍と幕府との関係を織豊期から分析することは、近世以前の女官制度との関係を論ずるためにも必要だと考える。

- (付記) 本稿は史学会第一〇一回大会日本近世史部会(二〇〇三年十一月九日 東京大学)での研究発表「近世の掌侍について」の内容を一部改め成稿したものである。当日司会を務めて下さった吉田伸之先生を始め、内容に関してご助言下さった諸氏に深く感謝申し上げます。

(たかはし・ひろし 宮内庁書陵部研究員)

表1 近世後期～維新时期掌侍一覽

年	姓名	年齢(職名)位階				
1771(明和8)	芝山治子	36(勾当)正5下	五条章子	20(菅)▲	甘露寺冬子20(新)	
1772(安永1)	芝山治子	37(勾当)正5下	五条章子	21(菅)▲	甘露寺冬子21(新)	
1789(寛政1)	壬生章子	38(勾当)従5下	樋口藤子	35(侍従)	山本達子 26(衛門)	久世根子 22(新)
1790(寛政2)	壬生章子	39(勾当)従5下	樋口藤子	36(侍従)	山本達子 27(衛門)	久世根子 23(新)
1791(寛政3)	壬生章子	40(勾当)従5下	樋口藤子	37(侍従)	山本達子 28(衛門)	久世根子 24(新)
1792(寛政4)	壬生章子	41(勾当)従5下	樋口藤子	38(侍従)	山本達子 26(衛門)	久世根子 25(新)
1793(寛政5)	樋口藤子	39(勾当)	山本達子	30(侍従)	久世根子 26(弁)	
1794(寛政6)	樋口藤子	40(勾当)	山本達子	31(侍従)	久世根子 27(弁)	
1795(寛政7)	樋口藤子	41(勾当)	山本達子	32(侍従)	久世根子 28(弁)	高松昵子 14(新)
1796(寛政8)	樋口藤子	42(勾当)	久世根子	29(弁)	高松昵子 15(新)	東坊城和子15 ▲
1797(寛政9)	樋口藤子	43(勾当)	久世根子	30(弁)	高松昵子 16(兵衛)	東坊城和子16(新)▲
1798(寛政10)	樋口藤子	44(勾当)従5下	久世根子	31(弁)	高松昵子 17(兵衛)	東坊城和子17(新)▲
1799(寛政11)	樋口藤子	45(勾当)従5下	久世根子	32(弁)	高松昵子 18(兵衛)	東坊城和子18(新)▲
1800(寛政12)	樋口藤子	46(勾当)従5下	久世根子	33(弁)	高松昵子 19(兵衛)	東坊城和子19(新)▲
1801(享和1)	樋口藤子	47(勾当)従5下	久世根子	34(弁)	高松昵子 20(兵衛)	東坊城和子20(新)▲
1802(享和2)	樋口藤子	48(勾当)従5下	久世根子	35(弁)	高松昵子 21(兵衛)	東坊城和子21(新)▲
1803(享和3)	樋口藤子	49(勾当)従5下	久世根子	36(弁)	高松昵子 22(兵衛)	東坊城和子22(新)▲
1804(文化1)	樋口藤子	50(勾当)従5下	久世根子	37(弁)	高松昵子 23(兵衛)	東坊城和子23(新)▲
1805(文化2)	樋口藤子	51(勾当)従5下	久世根子	38(弁)	高松昵子 24(兵衛)	東坊城和子24(新)▲
1806(文化3)	樋口藤子	52(勾当)従5下	久世根子	39(弁)	高松昵子 25(兵衛)	東坊城和子25(新)▲
1807(文化4)	樋口藤子	53(勾当)従5下	久世根子	40(弁)	高松昵子 26(兵衛)	東坊城和子26(新)▲
1808(文化5)	樋口藤子	54(勾当)従5下	久世根子	41(弁)	高松昵子 27(兵衛)	東坊城和子27(新)▲
1809(文化6)	樋口藤子	55(勾当)従5下	久世根子	42(弁)	高松昵子 28(兵衛)	東坊城和子28(新)▲
1810(文化7)	樋口藤子	56(勾当)従5下	久世根子	43(弁)	高松昵子 29(兵衛)従5下	東坊城和子29(新)従5下▲
1811(文化8)	樋口藤子	57(勾当)正5上	久世根子	44(弁) 従5上	高松昵子 30(兵衛)従5下	東坊城和子30(新)従5下▲
1812(文化9)	樋口藤子	58(勾当)正5上	久世根子	45(弁) 従5上	高松昵子 31(兵衛)従5下	藤原安子 (今参)
1813(文化10)	樋口藤子	59(勾当)正5上	久世根子	46(弁) 従5上	高松昵子 32(兵衛)従5下	藤原安子 (藤)
1814(文化11)	樋口藤子	60(勾当)正5上	久世根子	47(弁) 従5上	高松昵子 33(兵衛)従5下	藤原安子 (藤)
1815(文化12)	樋口藤子	61(勾当)正5上	高松昵子	34(兵衛)従5下	藤原安子 (藤)	富小路明子 (今参)▲
1816(文化13)	樋口藤子	62(勾当)正5上	高松昵子	35(中将)従5下	藤原安子 (藤)	富小路明子 (今参)▲
1817(文化14)	樋口藤子	63(勾当)正5上	高松昵子	36(中将)従5下	藤原安子 (藤)	富小路明子 (今参)▲
1818(文政1)	樋口藤子	64(勾当)正5上	高松昵子	37(中将)従5上	梅園兄子 28(侍従)従5下	中園亀子 18(新)
1819(文政2)	樋口藤子	65(勾当)正5上	高松昵子	38(中将)従5上	梅園兄子 29(侍従)従5下	中園亀子 19(新)
1820(文政3)	樋口藤子	66(勾当)正5上	高松昵子	39(中将)従5上	梅園兄子 30(侍従)従5下	中園亀子 20(新)
1821(文政4)	樋口藤子	67(勾当)正5上	高松昵子	40(中将)従5上	梅園兄子 31(侍従)従5下	中園亀子 21(新)
1822(文政5)	樋口藤子	68(勾当)正5上	高松昵子	41(中将)従5上	梅園兄子 32(侍従)従5下	中園亀子 22(新)
1823(文政6)	樋口藤子	69(勾当)正5上	高松昵子	42(中将)従5上	梅園兄子 33(侍従)従5下	中園亀子 23(新)
1824(文政7)	樋口藤子	70(勾当)正5上	高松昵子	43(中将)従5上	梅園兄子 34(侍従)従5下	中園亀子 24(新)
1825(文政8)	高松昵子	44(勾当)正5上	梅園兄子	35(侍従)従5下	中園亀子 25(兵衛)	今城敏子 19(新)
1826(文政9)	高松昵子	45(勾当)正5上	梅園兄子	36(侍従)従5下	中園亀子 26(兵衛)	今城敏子 20(新)
1827(文政10)	高松昵子	46(勾当)正5上	梅園兄子	37(侍従)従5上	中園亀子 27(兵衛)	今城敏子 21(新)
1828(文政11)	高松昵子	47(勾当)正5上	梅園兄子	38(侍従)従5上	中園亀子 28(兵衛)	今城敏子 22(新)
1829(文政12)	高松昵子	48(勾当)正5上	梅園兄子	39(侍従)従5上	中園亀子 29(兵衛)	今城敏子 23(新)
1830(天保1)	高松昵子	49(勾当)正5上	梅園兄子	40(侍従)従5上	中園亀子 30(兵衛)	今城敏子 24(新)
1831(天保2)	高松昵子	50(勾当)正5上	梅園兄子	41(侍従)従5上	中園亀子 31(兵衛)	今城敏子 25(新)
1832(天保3)	高松昵子	51(勾当)正5上	梅園兄子	42(侍従)従5上	中園亀子 32(兵衛)従5下	今城敏子 26(新)

1833(天保4)	高松呢子	52(勾当)正5上	梅園兄子	43(侍従)従5上	中園亀子	33(兵衛)	今城嬉子	27(馬)
1834(天保5)	高松呢子	53(勾当)正5上	梅園兄子	44(侍従)従5上	中園亀子	34(兵衛)従5下	今城嬉子	28(馬)
1835(天保6)	高松呢子	54(勾当)正5上	梅園兄子	45(侍従)従5上	中園亀子	35(兵衛)従5下	今城嬉子	29(馬) 従5下
1836(天保7)	高松呢子	55(勾当)正5上	梅園兄子	46(侍従)従5上	中園亀子	36(兵衛)従5下	今城嬉子	30(馬) 従5下
1837(天保8)	高松呢子	56(勾当)正5上	梅園兄子	47(侍従)従5上	中園亀子	37(兵衛)従5下	今城嬉子	31(馬) 従5下
1838(天保9)	高松呢子	57(勾当)正5上	梅園兄子	48(侍従)従5上	中園亀子	38(兵衛)従5下	今城嬉子	32(馬) 従5下
1839(天保10)	高松呢子	58(勾当)正5上	梅園兄子	49(侍従)従5上	中園亀子	39(兵衛)従5下	今城嬉子	33(馬) 従5下
1840(天保11)	高松呢子	59(勾当)正5上	梅園兄子	50(侍従)従5上	中園亀子	40(兵衛)従5下	今城嬉子	34(馬) 従5下
1841(天保12)	高松呢子	60(勾当)正5上	梅園兄子	51(侍従)従5上	中園亀子	41(兵衛)従5下	今城嬉子	35(馬) 従5下
1842(天保13)	高松呢子	61(勾当)正5上	梅園兄子	52(侍従)従5上	中園亀子	42(兵衛)従5下	今城嬉子	36(馬) 従5下
1843(天保14)	高松呢子	62(勾当)正5上	梅園兄子	53(侍従)従5上	中園亀子	43(兵衛)従5上	今城嬉子	37(馬) 従5上
1844(弘化1)	梅園兄子	54(勾当)正5下	中園亀子	44(兵衛)従5上	今城嬉子	38(馬) 従5上	外山久子	14(新)■
1845(弘化2)	梅園兄子	55(勾当)正5下	中園亀子	45(兵衛)従5上	今城嬉子	39(馬) 従5上	外山久子	15(新)■
1846(弘化3)	梅園兄子	56(勾当)正5下	中園亀子	46(兵衛)従5上	今城嬉子	40(馬) 従5上	外山久子	16(新)■
1847(弘化4)	梅園兄子	57(勾当)正5下	高野房子	25(新)	外山久子	17(新)■		
1848(嘉永1)	梅園兄子	58(勾当)正5上	高野房子	26(侍従)従5下	高松積子	26(藤)	外山久子	18(新)■
1849(嘉永2)	梅園兄子	59(勾当)正5上	高野房子	27(侍従)従5下	高松積子	27(藤)	外山久子	19(新)■
1850(嘉永3)	梅園兄子	60(勾当)正5上	高野房子	28(侍従)従5下	高松積子	28(藤)	外山久子	20(新)■
1851(嘉永4)	梅園兄子	61(勾当)正5上	高野房子	29(侍従)従5下	高松積子	29(藤)	今城重子	24(衛門)
1852(嘉永5)	梅園兄子	62(勾当)正5上	高野房子	30(侍従)従5下	高松積子	30(藤)	今城重子	25(衛門)
1853(嘉永6)	梅園兄子	63(勾当)正5上	高野房子	31(侍従)従5下	今城重子	26(衛門)	堀河紀子	17(今参)
1854(安政1)	梅園兄子	64(勾当)正5上	高野房子	32(侍従)従5下	今城重子	27(少将)	堀川紀子	18(衛門)
1855(安政2)	梅園兄子	65(勾当)正5上	高野房子	33(侍従)従5下	今城重子	28(少将)	堀川紀子	19(衛門)
1856(安政3)	梅園兄子	66(勾当)正5上	高野房子	34(侍従)従5下	今城重子	29(少将)	堀川紀子	20(衛門)
1857(安政4)	梅園兄子	67(勾当)正5上	高野房子	35(中将)従5下	今城重子	30(少将)	堀川紀子	21(衛門)
1858(安政5)	梅園兄子	68(勾当)正5上	高野房子	36(中将)従5下	今城重子	31(少将)	堀河紀子	22(衛門)
1859(安政6)	高野房子	37(勾当)従5下	今城重子	32(少将)	堀河紀子	23(衛門)		
1860(万延1)	高野房子	38(勾当)従5下	今城重子	33(少将)	堀河紀子	24(衛門)	豊岡穆子	18(新)■
1861(文久1)	高野房子	39(勾当)従5下?	今城重子	34(少将)	堀河紀子	25(衛門)	豊岡穆子	19(新)■
1862(文久2)	高野房子	40(勾当)従5上	今城重子	35(少将)	堀河紀子	26(衛門)	豊岡穆子	20(新)■
1863(文久3)	高野房子	41(勾当)従5上	豊岡穆子	21(新)■				
1864(元治1)	高野房子	42(勾当)従5上	豊岡穆子	22(新)■	山本珍子	14(小式部)	花園総子	18(新)
1865(慶応1)	花園総子	19(勾当)	豊岡穆子	23(大浦)■	山本珍子	15(小式部)		
1866(慶応2)	花園総子	20(勾当)従5下	豊岡穆子	24(大浦)■	山本珍子	16(小式部)	千種芳子	20(新)
1867(慶応3)	花園総子	21(勾当)従5下						
1869(明治2)	花園総子	23(勾当)従5下	植松務子	19(新)	広橋貞子	17(今参)■		
1870(明治3)	花園総子	23(勾当)従5	植松務子	20(二)	広橋貞子	18(新)■		

出典：「禁中女房補略」明和8年 写本 1冊(宮内庁書陵部所蔵 葉-1555号)

「女房補略」寛政元年 写本 1冊(同 207函-635号)

「女房次第」天保3年 写本 1冊(同 210函-122号)

「禁中門跡女房補略」天保7・天保11・天保12・慶応2・明治2年 写本 5冊(同 葉-853号)

「雲井」嘉永3・嘉永6・安政5・万延元・文久2・文久3年・慶応3年 写本 7冊(同 明-232号)

「雲井」安政4・慶応元年 写本 2冊(同 265函-1068号)

「雲井」元治元年 写本 1冊(同 351函-313号)

「女房次第」明治3年 写本 1冊(同 413函-183号)

「女官補略」安永-安政 写本 2冊(同 壬-162号)

「禁裏執次所日記」明和4~弘化4年(欠年有) 原本 全71冊(同 F10-99~107号)

「柳原紀光日記」宝暦6~寛政元年(欠年有) 原本 全23冊(同 柳-1203号)

備考：データは1月1日時点でのもの。各年序列順に記す(左が上位)。

職名は勾当掌侍であれば(勾当)と略記した。また、職名・年齢・位階などの不明箇所は割愛した。

▲は半家、■は名家の家柄の掌侍であることを示す。他は全て羽林家の家柄の掌侍である。

表3 掌侍の採用時の職名・年齢(表1の期間中)

年	姓名	年齢	採用時の掌侍名(前職)
1772(安永1)	樋口藤子	18	新掌侍(大宮附中臈兵衛)
1773(安永2)	中園		掌侍(新規採用)
1774(安永3)	藤原持子		掌侍(新規採用)
1780(安永9)	藤原晴子		掌侍(新規採用)
1780(安永9)	高辻総子		掌侍(仙洞附)
1783(天明3)	久世根子	16	今参掌侍(新規採用)
1794(寛政6)	高松昵子	13	今参掌侍(新規採用)
1795(寛政7)	東坊城和子	14	掌侍(新規採用)
1811(文化8)	藤原安子		今参掌侍(新規採用)
1817(文化14)	中園亀子	17	掌侍御雇(新規採用)
1817(文化14)	梅園兄子	27	侍従掌侍(東宮附中臈右京)
1823(文政6)	今城嬉子	17	掌侍御雇(新規採用)
1843(天保14)	外山久子①	13	掌侍御雇(新規採用)
1846(弘化3)	高野房子	24	新掌侍(東宮附中臈右京)
1847(弘化4)	高松續子	25	藤掌侍(大宮附中臈右京)
1847(弘化4)	外山久子②	17	掌侍御雇(再採用)
1849(嘉永2)	今城重子	22	掌侍御雇(新規採用)
1852(嘉永5)	堀川紀子	16	今参掌侍(新規採用)
1858(安政5)	豊岡穆子	16	掌侍御雇(新規採用)

表2 掌侍の平均年齢

仁孝天皇治世時			孝明天皇治世時		
年	人	平均	年	人	平均
1818(文政1)	4	37.8	1847(弘化4)	3	33.0
1819(文政2)	4	38.8	1848(嘉永1)	4	32.0
1820(文政3)	4	39.8	1849(嘉永2)	4	33.0
1821(文政4)	4	40.8	1850(嘉永3)	4	34.0
1822(文政5)	4	41.8	1851(嘉永4)	4	35.8
1823(文政6)	4	42.8	1852(嘉永5)	4	36.8
1824(文政7)	4	43.8	1853(嘉永6)	4	34.3
1825(文政8)	4	30.8	1854(安政1)	4	35.3
1826(文政9)	4	31.8	1855(安政2)	4	36.3
1827(文政10)	4	32.8	1856(安政3)	4	37.3
1828(文政11)	4	33.8	1857(安政4)	4	38.3
1829(文政12)	4	34.8	1858(安政5)	4	39.3
1830(天保1)	4	35.8	1859(安政6)	3	30.7
1831(天保2)	4	36.8	1860(万延1)	4	28.3
1832(天保3)	4	37.8	1861(文久1)	4	29.3
1833(天保4)	4	38.8	1862(文久2)	4	30.3
1834(天保5)	4	39.8	1863(文久3)	2	31.0
1835(天保6)	4	40.8	1864(元治1)	4	24.0
1836(天保7)	4	41.8	1865(慶応1)	3	19.0
1837(天保8)	4	42.8	1866(慶応2)	4	20.0
1838(天保9)	4	43.8			
1839(天保10)	4	44.8			
1840(天保11)	4	45.8			
1841(天保12)	4	46.8			
1842(天保13)	4	47.8			
1843(天保14)	4	48.8			
1844(弘化1)	4	37.5			
1845(弘化2)	4	38.5			
1846(弘化3)	4	39.5			

表4 勾当内侍・典侍になるまでの履歴(表1の期間中)

姓名	履歴(年齢)	典侍昇任・隠居(年齢)	家柄
甘露寺冬子	明和8新掌侍(20)、安永2藤掌侍→勾当内侍(22)	安永8新典侍(28)	名家
五条章子	安永8仙洞附中將→中將掌侍(28)、同年勾当内侍(28)	寛政4隠居・左衛門(41)	半家※
樋口藤子	安永1新掌侍(18)、安永2藤掌侍(19)、安永5侍従掌侍(22)、寛政4勾当内侍(38)	文政7新典侍(70)	羽林家
高松昵子	寛政6今参掌侍(13)、同年新掌侍、寛政8兵衛掌侍(15)、文化12中將掌侍(28)、文政7勾当内侍(43)	天保14小宰相典侍(62)	羽林家
梅園兄子	文化6親王御雇美津(19)、同年東宮附中臈右京、文化14侍従掌侍(27)、天保14勾当内侍(53)	安政5小宰相典侍(64)	羽林家
高野房子	天保11東宮附中臈右京(18)、弘化3新掌侍(24)、弘化4侍従掌侍(25)、嘉永6中將掌侍(31)、安政5勾当内侍(36)	元治1隠居・藤宰相(42)	羽林家
花園総子	元治1新掌侍→勾当内侍(18)		羽林家

※五条章子は天明3に壬生基貫(羽林家)の養女となり、壬生章子となる。

表5 御所の掌侍の交替状況

①後桜町天皇讓位～後桃園天皇即位

年 月	掌侍名(数字は年齢)	備 考
明和7(1770年)閏6月 (後桜町天皇讓位前)	勾当内侍 芝山治子 35	後桃園新天皇御所残留
	?掌侍 姉小路正子 26	閏6月後桃園天皇典侍昇格、同年後桜町院御所転出
	?掌侍 五辻仲子 48	後桜町院御所転出
明和8(1771年)1月 (後桃園天皇即位後)	勾当内侍 芝山治子 36	
	菅掌侍 五条章子 20	前年掌侍採用か
	新掌侍 甘露寺冬子 20	前年掌侍採用か

②後桃園天皇崩御～光格天皇即位

年 月	掌侍名(数字は年齢)	備 考
安永8(1779年)8月 (後桃園天皇崩御前)	勾当内侍 甘露寺冬子 28	同年8月後桃園天皇新典侍昇格、翌年5月薙髮
	侍従掌侍 樋口藤子 25	光格新天皇御所残留
	新掌侍 山本達子 16	光格新天皇御所残留
	藤掌侍 ?	翌年5月薙髮
安永8(1779年)11月 (光格天皇即位後)	勾当内侍 五条章子 29	同年8月後桜町院御所より中将掌侍転任、11月勾当内侍昇格
	侍従掌侍 樋口藤子 26	
	新掌侍 山本達子 17	
	掌侍 藤原晴子	同年8月掌侍採用

③光格天皇讓位～仁孝天皇即位

年 月	掌侍名(数字は年齢)	備 考
文化14(1817年)1月 (光格天皇讓位前)	勾当内侍 樋口藤子 63	仁孝新天皇御所残留
	中将掌侍 高松昵子 36	仁孝新天皇御所残留
	藤掌侍 藤原安子	同年光格院御所転出
	今参掌侍 富小路明子	同年光格院御所転出
文化14(1817年)3月 (仁孝天皇即位後)	勾当内侍 樋口藤子 64	
	中将掌侍 高松昵子 37	
	侍従掌侍 梅園兄子 28	同年3月東宮附より転入
	新掌侍 中園亀子 18	同年2月掌侍採用

④仁孝天皇崩御～孝明天皇即位

年 月	掌侍名(数字は年齢)	備 考
弘化3(1846年)1月 (仁孝天皇崩御直前)	勾当内侍 梅園兄子 56	孝明新天皇御所残留
	兵衛掌侍 中園亀子 46	同年2月薙髮
	馬掌侍 今城嬉子 40	同年2月掌侍御雇、翌年10月薙髮
	新掌侍 外山久子 16	孝明新天皇御所残留
弘化3(1847年)8月 (孝明天皇即位後)	勾当内侍 梅園兄子 57	
	新掌侍 外山久子 17	
	新掌侍 高野房子 25	同年2月東宮附より転入
	掌侍 高松續子 25	同年7月大宮附より転入

⑤孝明天皇崩御～明治天皇即位

年 月	掌侍名(数字は年齢)	備 考
慶応2(1866年)1月 (孝明天皇崩御前)	勾当内侍 花園総子 20	明治新天皇御所残留
	大輔掌侍 豊岡穆子 24	翌年までに薙髮
	小式部掌侍 山本珍子 16	
	新掌侍 千種芳子 20	翌年までに薙髮
明治2(1869年)1月 (明治天皇即位後)	勾当内侍 花園総子 23	
	新掌侍 植松務子 19	
	今参掌侍 広橋貞子 17	



表6 「後桃園天皇大御乳覚帳」記載の勾当内侍の職務内容

	年月日	事項	勾当内侍の職務内容
1	(年未詳)10月	典侍の新規採用	大御乳人より新規採用の典侍への水帳の支給について相談され、口向へ問い合わせる様に指示。
2	(年未詳)12月13日	掌侍の新規採用	大御乳人に掌侍への今年分蔵米の支給を、禁裏附へ申し出る様に指示。
3	(年未詳)10月22日	伺候の加勢	大御乳人より万里小路政房の伺候加勢期間について問い合わせられ、綾小路有美の出勤後と返答。
4	1775(安永4)3月	拝借金の願出	大御乳人に西園寺賞季からの金300両拝借の願出の件を、禁裏附に内々に相談する様に指示。
5	1777(安永6)	天皇の病気	大御乳人に後桃園天皇の痲瘡快癒のための祈禱料等の支出を、武家伝奏・禁裏附へ願出する様に指示。
6	1777(安永6)5月26日	拝借金の願出	屋敷の焼失で困窮した正親町三条実因のため、武家伝奏に拝借金の支出を相談。
7	1777(安永6)	禁裏附の参内	大御乳人に禁裏附からの御暇御礼の参内の願出について、武家伝奏へ相談する様に指示。
8	1770(明和7)	讓位の御祝	大御乳人に讓位御祝の御肴進上を問われ、御所へ進上し仙洞御所へは進上せぬ様に指示。
9	1770(明和7)	讓位御祝儀	大御乳人に青綺院女房からの讓位御祝儀の依頼を相談され、口向に支払わせる様に指示。
10	1771(明和8)6月17日	禁裏附の参内	大御乳人に大嘗祭御用に伴う参内の中止を、禁裏附に申し出る様に指示。
11	(年月日未詳)	奥御用の願出	糸屋久兵衛より奥の御用を願出されるも、処置せぬままにしておく。
12	(年月日未詳)	梶井宮の願出	梶井宮よりの願出が頻繁であるため武家伝奏に相談したが、武家伝奏が当件を禁裏附に相談したことに苦情。
13	(年月日未詳)	祝詞の差遣	大御乳人に祈年祭の御祝を遣わして良いか、禁裏附に内々に尋ねる様に指示。
14	1773~1774(安永2~3)	古置入用の願出	大典侍より竹生島明覚院に届ける古置の用意を依頼され、大御乳人にその処理を指示。北御殿の壘30枚を調達。
15	1777(安永6)8月25日	掌侍の新規採用	掌侍への水帳及び今年度分蔵米を支給する様に、内々に賄掛に申し出る。
16	1774(安永3)8月21日	禁裏附の参内	大御乳人に禁裏附の参内の用向きを、武家伝奏を通じて知らせる様に指示。
17	(年月日未詳)	使番の加勢	大御乳人に使番の病気休養に伴う加勢の手配の指図は行わないことを、禁裏附へ申し出る様に指示。
18	(年未詳)6月2日	使番の加勢	禁裏附が使番の病気帰宅を自分に直接ではなく武家伝奏を通して知らせてきたことに対し、大御乳人に禁裏附に面会して苦情を申し入れる様に指示。
19	1774(安永3)8月23日	口向役人の処罰	大御乳人に口向諸役人の処罰の内容を、禁裏附へ内々に確認する様に指示。
20	(年月日未詳)	使番の加勢	法事中に伴う御所の使番への加勢の件を、執次を通じて禁裏附に申し出る。
21	1774(安永3)	使番の加勢	大御乳人に法事中に伴う御所の使番への加勢の件を、執次に申し出る様に指示。
22	(年月日未詳)	稚児の採用	大御乳人より稚児の採用についての報告を受ける。
23	1773(安永2)	大御乳人50歳	大御乳人50歳御祝献上の受取りの際の口上を行う様に使番に指示する。
24	1773(安永2)	大御乳人50歳	大御乳人に大御乳人50歳御祝御盃受取りの際の口上を、阿波屋へ申し入れる様に指示。
25	(年未詳)7月15日	蓮の御膳	大御乳人に蓮の御膳受取りの際の口上を、阿波屋へ申し入れる様に指示。
26	(年未詳)10月13日	節儉の申入れ	大御乳人に当冬よりの節儉申入れを了承したことを、執次・禁裏附へ申し出る様に指示。
27	1777(安永6)8月25日	参詣の願出	大御乳人を通じて油小路隆前より丹波国法常寺の参詣を願出され、御神事中であるが許可。
28	1777(安永6)8月25日	拝借金の願出	良宮の輪王寺門主支度金拝借の噂について、武家伝奏に確認。
29	1775(安永4)	拝借金の願出	大御乳人に西園寺賞季からの金300両拝借の願出の件を、禁裏附に相談する様に指示。
30	(年月日未詳)	禁裏附の東下	禁裏附の江戸下向につき、大御乳人と共に餞別を遣わす。
31	1776(安永5)	病状の伝達	大御乳人に後桃園天皇の麻疹とその快癒を、諸方に申し出る様に指示(議奏への快癒伝達のみ自ら行う)。
32	1777(安永6)	稚児の元服	大御乳人に稚児元服料をその扶持米から差し引く旨を伝える。